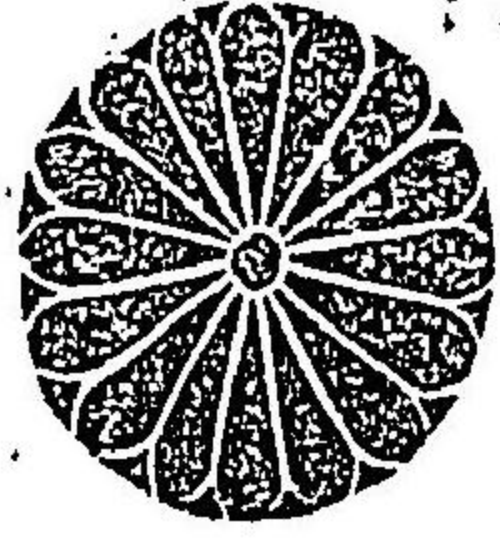


特70

97

明治二十二年三月十四日東京公論第三百七十六號附錄



大日本帝國憲法釋義



皇國憲法釋義

天皇陛下が皇祖皇宗の神靈に告げ有司百官を率ゐて盛なる儀式の中は發布し玉ひたる憲法の吾々人民の正さに謹み奉讀せる所なり伏して惟みるに此の大憲章の其模範を海外の文明國は採り衷を裁し宜を制して我國史に適應する様制定せられたるものなるべくして眞に不磨の大典、千古の重憲と云はざる可らざるなり國家多數の人民中時より眞不靈の族あつて畏れ多くも兎角の批評を容るゝ事なきを必とせからずと雖も吾々の眼を以て之を見れば其條項の意外に立派にして定めて輿論の贊稱は途なるべしと認めざるを得ず殊に此の大憲章を讀する事ハ國法の許さざる所なれば吾々の又之に就いて言ふ所なきなり但だ其貴重なる條項を一一々解釋して廣く多數の人民に憲法の何物たる事を知らしめられ多くも陛下の皇祖皇宗に誓はせ玉ふが如く此の憲章の履行を愆らざらん事を當局者并一般人民は向つて希望するの外なきのみ然れども吾々の解釋ハ吾々一箇人の私見に過ぎず其果して肯緊に中るや否や吾々自ら公示する能はざる所なれば讀者の鑒察で茲に充分の注意あるべきを信するあり乞ふ章は就き條を逐て順次は解釋する所あらん

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系の天皇之を統治す

此の條ハ他國の憲法は掲げたるもわり掲げざるもあり現に荷蘭國ハウヰルリヤム正統の裔は世襲すと見え西班牙國ハブルボン朝ハ傳ふべき事を掲げたり但だ此等の國々ハ對して我國の特別なる所ハ皇統の連續變らざるに在り建國二千五百四十九年以還一系の正統に傳へたるハ世界各國その比類を見ざる所なり古史に所謂天照大神敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣との蓋し此の條の精神ならん吾々の帝國臣民の義務として最も嚴格に此の條を守らん事を欲するなり

第二條 皇位ハ皇室典範の定むる所ハ依り皇男子孫之を繼承す

皇室典範なる者ハ未だ世上に公布せられし者に非らず然れども吾々の知る所ハ此の條も亦實際從來の繼承法と大に異なる所なし條文にハ皇男子孫とあり從來ハ孝謙、推古、持統、明正等女帝の例も尠なからざれば今皇男子孫となし特ハ先例を改められしもの、如くなれども決して然る次第もあらざり從來とて我國の繼承法ハ男統を以て正とせし其女王ハ傳ふるハ眞に不得止の特例なれば憲法の明文ハ斯くの如く掲げざる可らざるものあらん但し憲法上ハ明示したる以上ハ尙は一層男統に傳ふるの必要を生ずべけれども此の條ハ先づ是迄の例と大異なるべしと思はるゝなり

第三條 天皇ハ神聖にして侵すべからず

此の條の精神ハ之を道理に求むべからず歴史上の事實と宗教的の信心とに歸せざる可らざるなり又之を便益の問題として考ふるに帝國若くハ王國に在つてハ帝王ハ表向き無限の權力を與へざる可らざれば斯く明言して帝王の身の神聖侵すべからざるを示し以て人民に至重至尊の念を吹き込むハ尠なからざる利益ありと云ふべし且つ帝王ハ斯る無限の權力を有するに拘はらず自ら些少の責任を負はざるが如き不可思議の地位ハ立つ者なれば此の條ハ後數箇條の伏線として最も必要なるものなりされば、白、普、澳、伊、荷等各國の憲法中何れも此れハ類するの條文あらざるハあし我國ハ固より此の



條を欠く可らざるなり況んや人主爲聖の一言ハ我國の歴史上、人々の既に已ニ承認する所なればなり

第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規ニ依り之を行ふ

帝王が國の元首即ち俗に云へる「カンラ」たる事ハ立君國體自然らざるなし條文に所謂統治權なるものハ英語の「ソールンチー」にして主權と譯するもの即ち是れなり普天の下、王土にあらざるなく率土の濱王民にあらざるなしの一語ハ我國古來の習はしなれば國家の最上權たる統治權を天皇陛下の有し玉ふハ固より當然の次第と云ふべし白、普、伊、西等の諸國ハ帝王を以て單に行政の首長となし之に統治權を與ふるが如きハ之れならずと雖も獨逸聯邦中巴、索、瓦等の何れも皆な君主に統治權を與ふるものなり然れども他國の事ハ暫らく措き我國に於てハ第一條の解釋中ハ示すが如き歴史の成績あれハ此の大權ハ是非とも 天皇陛下の獨占し玉ふ所たらざるを得ず尤も「此の憲法の條規に依り之を行ふ」とせられたるハ 天皇陛下と雖も此の大權を恣にせず憲法の定めたる制裁を受けざる可らざることを示したるものならん主權者即ち統治權を有する者の理論上如何なる事をも爲し得べき筈なれども特に此の數字を挿入し之が振り廻しを限られたるハ君主獨裁の嫌を避くるの精神なるべし

第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

此の條中にある協賛の文字ハ頗る正解に苦しむものありと雖も思ふは是れ承諾の意味と大差なかるべき歟統治權既に天皇に在れば茲に承諾の文字を用ふる時ハ聊か穩かちらざる所なきはあらざるを以て故さらば此の見慣れざる文字を採用するに至りしものならん去れば此の條ハ他の國々の憲法中「國王ハ上下兩院の承諾に因つて立法權を行ふ」と云ひ「立法權ハ國王と國會との共同を以て行ふものとす」と云ふが如き條項と正さ其精神を同じくするものなるべし即ち之を再言すれば「天皇ハ帝國議會と相談の上立法權を振廻すべし」と云ふの意味ハ外ならずして最も重要な條文と云はざる可らざるなり

第六條 天皇ハ法律を裁可し其の公布及執行を命ず

第四條に見ゆるが如く我國にてハ 天皇陛下が一國の統治權を總攬し玉ふの制なるが故に帝國議會にて議決したる法律を 陛下自ら裁可し玉ふハ固より當然の次第なり裁可とハ宜しきものを宜しと許し玉ふの謂にして如何なる法律案も此御許しの無き以上ハ決して法律と爲らざるなり即ち 陛下が統治權を有し玉ふの實を示したるは過ぎず伊白兩國の如きハ何れも此の條文を有し或ハ國王ハ法律を確定す」或ハ國王ハ法律を裁可す」と掲げたり此の兩國ハ主權を國王に歸せずして國王の權力狭少なりと雖も尙ほ此の裁可權を與へり主權を帝王に歸するの邦國ハ於て斯くの如くなるハ決して怪しむに足らざるべし而して法律案ハ帝國議會の決議を経 陛下の裁可を得たるのみにて直ハ法律となりしものならん必す之を公布施行せしむるの手續を爲さざる可らざるなり法律の公布及執行を命ずるハ其事、行政ハ屬せり一國の帝王ハ「行政ハ獨を尙ふ」の格言ニ基いて行政の首長たる事各國皆然なりとする所なれば我國の 天皇陛下が行政の首長たる資格を以て之れを命ぜらるハ固より不可なきなり蓋し普の如く尙の如きハ國王に法律の裁可權を全任せずして單に其の公布若くハ施行のみを命ずる事を托したり憲法の性質上異なる所あればなり

第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其の開會、閉會、停會及衆議院の解散を命ず

此の條中「帝國議會を召集し」とハ議會を開らくべき地へ議員をして聚らしむるの謂ならん何月何日開會するに依り何月何日迄來り集れと云ふの意を謂ふならん開會ハ文字の通り解釋を要す事なかるべしと雖も停會に就てハ少しく云ふべきものなきはあらざる茲に所謂停會とハ或る國々の憲法ハ掲げたる延會と其精神を同するものならん米、佛等各共和國及び白耳義各の概ね毎年何月何日開會を以て開會すと其期日を明示したれば此等の國々にてハ延會の文字も適當すべしと雖も毎年其開會の期日を定めず單に帝王の勅命に依りて開會するものなれば延會の文字を用ふる場合なきなり若し議會の開會中ハ何等の事情ありてハ其議事を一時中止する時ハ延會と稱するより停會と稱する方寧ろ適當なるべしと思はるハなり且つ此の條文ハ「衆議院の解散を命ず」とあるハ是れ亦各帝王國の皆然なる所にして尋常の事情と云ふべし而して解散とハ各議員の職分を褫ぎ取り議院の成立を打ち止むるものにして其再び選舉の勅命ある迄ハ議院の存せざると同じきものなり但し茲に衆議院のみあつて貴族院の無きハ同院ハ貴族令に掲ぐるが如く種々特別の事情ありて之を解散する事能はざるハ依るものならん海外の國々中兩院とも解散を命ぜらるハものあり又下院にのみ限るものあり之ハ是れ貴族院の組織如何ハ依るものと知るべし

第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其の災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合ハ於て法律に代るべき勅命を發す

此の勅命ハ次の會期に於て帝國議會を提出すべし若し議會ハ於て承諾せざる時ハ政府ハ將來ハ向て其の効力を失ふことを公布すべし

此の條ハ民臣權利の消長ハ關する重要な條件なり公共の安全を保持又災害を避る爲め緊急の場合ハ臨んで帝國議會を召集せるの暇なれば直ちハ 天皇陛下の大權を以て一時須要の法律を定むる事ハ又不得已の次第と云ハざる可らず昔魯西憲法の第六十三條「抹憲法の第二十五條其他諸國の憲法中にも往々此の條を設くる事ありて何れも實際然からざるべからざるの條件あるべし」と雖も此の條の民臣權利の消長ハ關するハ其振り廻し方の如何に在つて存するなり而して此の條文中着目を要するハ「法律に代はるべき勅命」と云ふの十字ハ在り立法權ハ依て之を制定し立法權ハ 陛下帝國議會と共同して行はるハものなれば法律を制定するハ 陛下の獨り自らし玉ふ所ハ非らず去りて時の必要ハ依り之れを猶豫するの暇なれば其法律として發布すべきもの即ち憲法第十四條ハ掲げたる場合の如きハ假りに勅命となして之を發するの已を得ざるものあるならん去れば次の會期に於て帝國議會の承諾を得ざる時其法律たるの効力を失ふ事とせしたるハ固より當然の事として各國みな然らざるなきなり

第九條 天皇ハ法律を執行する爲め又ハ公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めに必要なる命令を發し又ハ發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

此の條の正解を得んとすれば豫め法律と命令との區別を知らざる可らず法律ハ人民の權利義務を規定するものにして命令ハ此の法律を施行するの順序方法を定むるものあり二者の區別を簡單に解すれば斯くの如しと雖も茲ハ一步を進めて之を考ふれば命令なる者ハ唯々法律施行の順序方法を定るに止まらず時としてハ立法の範圍内に混入して法律と其性質を判別し難き場合も之なしと爲さざるなり即ち公共の安寧秩序を保持し人民の幸福を増進するに必要なる命令ハ問々法



律と混同する事なきをあらす現に立憲政体に慣熟したる邦國に在ても帝王が命令を發するの權力を利用して立法の區域に侵入するの傾きある事先盟諸學士の既に已に論述する所なり然れども之を要するに法律ハ帝王議會と共同の手に成り命令ハ帝王内閣と共同の手に出づる事なるハ立憲國一般の慣例なり議會は於ける帝王即ち立法權の元首が法律を裁定し内閣は於ける帝王即ち行政權の首長が命令を發し得るハ決して怪しむ足らざるありされば我國に於て天皇陛下が命令を發し玉ひ又他の官司をして之を發せしめらるゝ事あるハ又普通の手續と云はざる可らず但し此條の末段に「命令を以て法律を變更するを得ず」と掲げられたるハ最も貴重なる文字にして必要欠く可らざるものと云ふべし

第十條 天皇ハ行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此の憲法又ハ他の法律に特例を掲げたるものハ各々其の條項に依る

天皇陛下既に行政權の首長とならるゝ以上ハ其行政各部の官制を定めて諸官衙の組織を整へ文武官の俸給を定め又其任免を行ふて以て百官有司を管督し玉ふハ固より當然の次第と云ふべし尤も此の條文に依れば其官制を定め俸給を定め又任免を司らるゝハ直接ハ陛下の勅命に出づるが如しと雖も其但し書に此の憲法又ハ他の法律ハ特例を掲げたるもの云々とあるを見れば此の條に指示せる事ハ必ずしも直接に陛下の勅命に依ると云ふにあらす唯々行政部ハ内閣より區役所等の小官衙に至る迄又官吏ハ各大臣より抱關擊柝の小吏に至る迄陛下の管理し玉ふ事を示されたるものならん

第十一條 天皇ハ陸海軍を統帥す

此條も亦各立憲國の憲法に明載せる所にして別に解釋を要する程の事なかるべし國史に曰我朝舉海内皆兵而天子爲之元帥天下有事則必天子親征伐之勞否則皇子皇后代之不致委之臣下也是以大權在上云々と蓋し又此精神に外ならざるべし

第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む

帝王陸海軍を統帥せるの邦國は在つて其軍兵を編制するの權も亦帝王に一任するハ各國概ね皆然りとす所なり然れども此の條文中「常備兵額を定む」とあるハ少しく注意を要するものならん軍兵の編制を定むと云ふの文字ハ各國の憲法中概ね之れありと雖も常備兵額を定むるの一事ハ他國は於て例を見る事多からざるなり蓋し常備兵額とハ常備兵員の數を云ふものならん常備兵員の多寡を定むるハ陸海軍を統帥し又之を編制する者の權内に屬せしむるも亦不可あるなしと雖も之が爲めに年々の軍費に直接の大關係を有するならん歲計豫算案ハ尠からざる影響を及ぼすからん人民の負擔も關する事ハ大抵議會の決議を要するの例なれば他の國々に於て故らば此の條文を加へざるハ抑も亦所以なきとあらざるなり然れども武力を重する所の獨逸帝國ハ他の文明國と少しく異なる所なき能はず即ち其憲法第六十三條に曰く獨逸陸軍總隊の人員及軍備を整ふる事又ハ軍隊の編制と士官及武器を具備する事又ハ練兵の事又ハ士官等の學力の適否を監し且此等の事に注意するハ皇帝の義務と權利と在るなり云々又曰く皇帝ハ各聯邦より召募すべき軍隊の人員編制及其區分を定め而して豫備隊の編制及聯邦領地内守備兵を置き又ハ帝國陸軍の總軍隊戰爭の準備を命ずるの權あるべし云々と見えたり我國も亦此等の精神に則りしものなるべき歟

第十三條 天皇ハ戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す

此の條ハ重にも外國に對して之を云ふものなり戰を宣すとハ開戰の布告を爲し和を講ずるとハ和議を謀るの謂ならん此等

の事と條約締結の事ハ共和國を除くの外各國何れも皆帝王一人の手中に委託せざるハなきなり蓋し戰爭若くハ條約の事ハ迅速を尙び秘密を尙ぶ事多しと爲若し之を議會に付して一々その承諾を求むる時ハ機會を失ふ事もあるべく又事を漏洩するの恐れもあるべければ此ハ是れ帝王一人の專決に任じて事を速にするに如かざるなり但し換、普、伊、葡、白等各國の憲法を按ずるに此條文中ハ何れも但書を挿入し或ハ貿易に關する諸條約と或ハ國民の負擔となるべき條約或ハ又國疆の變改更換等ハ關する條約ハ皆議會の承諾を得ざれば其効力なきものと定めたり又或ハ他の國々ハ在つて此等の諸條約ハ法律に依るにあらざれば締結する事能はざるの明文を掲げて國王の權力を制限せり我國の憲法中特り此の條文の少けたるハ一國主權の實 天皇陛下に歸するが故なる歟抑も亦他に何等便益の存するが故なる歟

第十四條 天皇ハ戒嚴を宣告す 戒嚴の要件及効力ハ法律を以て之を定む

戒嚴ハ明治十五年八月第三十六號布告を以て定められたる戒嚴令に掲ぐるが如く戰時若くハ事變に際し兵備を以て全國若くハ一地方を警戒するの法なりとす蓋し此の戒嚴なるものハ人民の權利義務に重要な關係を有するものなり戒嚴の爲めに住所を侵入せられ又搜索せらるゝ事あるべく印行、集會の自由を奪はるゝ事あるべく又其他に種々臨時の處分を施さるゝ事あるべければ自由を重するの邦國に在てハ最も嫌忌する所なれば其之を要するに戰時若くハ事變の起りし場合のみ適用するものにして平時決して行ふべきものあらざれば實際に已を得ざる次第と云はざる可らず獨逸及び普魯西等の憲法中ハ現に此の條文を明載し戰亂若くハ他の危險の生出する時ハ當りて憲法に掲げたる或る條項も其効力を失ふ事あるなり臨時非常の場合に於てハ固より然らざるを得ざるものある歟

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他の榮典を授與す

此の條の精神ハ帝王を以て名譽の源泉と爲すの格言に基くものなり蓋し之を便宜の點より考察するに入り込みたる社會の事ハ單に道理のみを以て推す可らず人民の多數の概ね皆感情の爲に動かさるゝものなれば名譽を與へて以て人民の信用を擧ぐハ政治上最も必要の事と云はざる可らず凡そ人の信用を買はんとすれば實利を與ふるが若くハ名譽を與ふるの外なきのみ實利を與ふるハ自ら限りあり國帑如何ハ富み財源如何ハ饒なりと雖も到底制限なきと能はざれば隨つて名譽を授與するの必要を生ずるなり故に神聖なる帝王を以て名譽の源泉となし爵位勳章及其他の榮典ハ皆帝王の一身より湧出する事と爲すハ便宜上最も得策なりと云はざる可らざるなり

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權を命ず

大赦ハ刑、罪共ニ除去して全く無罪の人たらしめ特赦ハ刑を赦して罪を赦さざるものなり減刑ハ刑を減輕し復權ハ處刑に依り奪はれたる權利を回復せるものなり一國の帝王に斯る權を與ふるハ各立憲國概ね皆然りとす所なるが箇ハ是れ王室若くハ國家に取り最も祝すべく又最も吊すべき大節日に施行して帝王の恩徳を表するが爲めに必要なるのみならず政治上又必要の場合なしと爲さるゝなり即ち政治上の意見を異にするに依り前代の政府ハ罪を得て囹圄の中に呻吟する者を後代の政府が何等機會を待つて赦免する事あるハ歴史上往々散見する所なり奈破烈翁帝のホルバ島より歸るに及び直に大赦の令を發して第二ホルボン政府が幽囚したる各囚徒を赦免し又我國明治政府となつて幕府の幽囚したる各囚徒を赦免したるが如きハ何れも幾何か政略に基かずんばあらざる也されば我國に於て 天皇陛下が此の權を有し玉ふハ其



恩徳を表さるゝが爲めに必要なるのみならず政略上是非とも欠く可らざるものと云ふべし  
第十七條 攝政を置くの皇室典範の定むる所を依る攝政の天皇の名に於て大權を行ふ  
皇室典範第五章第五十九條曰く天皇未だ成年に達せざる時攝政を置くことあり之に依つて見れば我國に於て攝政を置かるゝの  
場合の明からん而して此の條に就き着目すべきは攝政が天皇の名に於て大權を行ふの一事に在り凡そ世界の世襲王國に  
於ては皆此の攝政を設くるの制ありと雖も攝政の權限に就ては間々異なる所なき能はず即ち或る國は依り攝政中に王  
統繼承の事に關する法典を改正せしめざるものあり又或る國は依り憲法の改正を爲す事能はしめざるものあり又中に  
此等の制限を立てず唯だ漠然と帝王の代理を爲さしむるものありと雖も要する所此等の事其國の狀況と攝政を托せ  
らるゝ人物の如何と在つて存するなり我國に於て攝政と爲るべき者ハ典範第五章第二十條以下の各條に明示し有り又憲  
法第七十五條に「憲法及皇室典範ハ攝政を置くの間之を變更するを得ず」と掲げて攝政の權を制限せられしもの、如し  
此等の件を熟考すれば此の十七條の意義ハ自ら瞭然たらん

第二章 臣民權利義務  
第十八條 日本臣民たるの要件ハ法律の定むる所に依る  
此の條ハ別ハ解釋を要する程の事なからしむるは一二言の云ふべきものなきにあらざる即ち茲ハ所謂臣民とハ君主國  
の臣下を指示するものなり或る國々の憲法にハ英語のシチズン即ち民人なる語を用ふれどもシチズンハ羅馬語のシヒス  
より轉化し來りしものにして主權の配分に預る所の一國人民を稱するものなり而して議院君主制の國々ハ於て此の語を  
用ふゆるハ適當なるべしと雖も我國の如き立憲君主制(議院君主制)と立憲君主制との區別を混同と可らずハ國に在つて  
ハ率土の濱皆王臣たるの格言を守らざる可らざれば人民と稱するより寧ろ臣民と稱する方歴史上の事實ハ適當すべし  
と云はざる可らず去れば此の臣民と云ふ一言を以ても我國憲法の性質如何を見るに足るべきなり然れ共其開闢の角も此  
の條に於る臣民の要件とハ日本國民の身分にして民法に掲ぐべき權利の部分と云ふものならん譬へば日本國に生れたる  
者國外に生ると雖も日本人を父母とする者又ハ歸化の免狀を得たる外國人等を以て日本國民と爲すと云ふが如き條件を  
云ふものにして此の條ハ各國の憲法中概ね明載する所されども其明載すると否らざるハ實際の問題をして格別の注意  
を要するものなからざるべし

第十九條 日本臣民ハ法律命令の定むる所の資格ハ應じ均く文武官に任せられ及び其の他公務に就くことを得  
此の條の精神ハ人を任選するに族を以てせず又地方を以てせざるの實を示せしものならん文武官及び議會の代議士等が  
公務に任せらるゝハ其人の隨意にして法律命令の許す限りハ他より之を妨害する事なかるべきを明したるものならん  
第二十條 日本臣民ハ法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す  
兵役と納税とハ各國何れも國民の義務として憲法に明載する所なり兵ハ凶事にして人民の最も忌むべき所なれども人の  
權利と邦土とを保護するが爲めハ必要欠く可らざるものなり税の負擔ハ人情の最も嫌ふ所なれども政府を維持するに  
要するものなからざるべし

第二十一條 日本臣民ハ法律に依るハ非らずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし  
此の條ハ固より當然の次第にして之を憲法の明文に掲げざるハ實際上格別の利害を感せざるものなり我國の  
憲法第一條第六條に「國民ハ邦内何れの地方に於ても居住を占め……とを得べし」とあれども其他の國々に於て  
ハ多く此の條を掲ぐるあるを見ざるが如し此の條の主意の價值なきが爲めにあらん人民の權利に關して至重至大の關係  
を有するものなれども實際の所此等の事件ハ人民固有の權利にして法律以外之を抑制する者なく又之を抑制するの必  
要もなきに依らずんばあらざるなり

第二十二條 日本臣民ハ法律の範圍内ハ於て居住及移轉の自由を有す  
此の條ハ固より當然の次第にして之を憲法の明文に掲げざるハ實際上格別の利害を感せざるものなり我國の  
憲法第一條第六條に「國民ハ邦内何れの地方に於ても居住を占め……とを得べし」とあれども其他の國々に於て  
ハ多く此の條を掲ぐるあるを見ざるが如し此の條の主意の價值なきが爲めにあらん人民の權利に關して至重至大の關係  
を有するものなれども實際の所此等の事件ハ人民固有の權利にして法律以外之を抑制する者なく又之を抑制するの必  
要もなきに依らずんばあらざるなり

第二十三條 日本臣民ハ法律に依るハ非らずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし  
此の條ハ固より當然の次第にして之を憲法の明文に掲げざるハ實際上格別の利害を感せざるものなり我國の  
憲法第一條第六條に「國民ハ邦内何れの地方に於ても居住を占め……とを得べし」とあれども其他の國々に於て  
ハ多く此の條を掲ぐるあるを見ざるが如し此の條の主意の價值なきが爲めにあらん人民の權利に關して至重至大の關係  
を有するものなれども實際の所此等の事件ハ人民固有の權利にして法律以外之を抑制する者なく又之を抑制するの必  
要もなきに依らずんばあらざるなり

第二十四條 日本臣民ハ法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝ事なし  
第二十五條 日本臣民ハ法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるゝ事なし  
第二十六條 日本臣民ハ法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝ事なし  
第二十七條 日本臣民ハ人身の保護に關し最も重要な事項なり何等の理由もなくして人を捕へ(逮捕)押込め(監禁)吟味し(審問)罰す  
る(處罰)等の事ハ自然の法理に反するの甚だしきものにして一箇人と集合体とに拘へらるゝ人間社會に於てハ誰れしも斯  
る亂暴を働くの權利あらざるなり然れども一國に法律ある以上ハ是非とも之に從ひざる可らざるが故ハ法律上正當の手  
續を経て逮捕、監禁、審問、處罰を受くる事あるハ又是非もなき次第と云ひざる可らず第二十四條ハ日本の臣民ハ理非の  
判斷を乞ふの權利ある事を示せしものなり古代の或る國々ハ於て宗教、族制、若くハ人種等に依て此等の權利を損傷せら  
れ何宗、何族、何種の人ハ何々裁判官の裁判を受くる事能はずと云ふが如き制限を立てられし事なきにあらざる又場合に依  
り事件に依てハ當局者の爲めハ此等の權利を妨げられし事なきにあらざりしが畢竟斯くの如き社會の公道に反す  
るもの以外ならざれば茲に此條を明載して法律に依り裁判を受くべき權の奪はるゝ事なきを證したるものならん第二十  
五條の精神ハ住所ハ人の城廓なりと云ふの格言に基くものあり法律上の手續に依り犯罪人逮捕の爲め若くハ其證據物件  
差し押へ等の目的を以て人の住所に侵入し若くハ搜索せらるゝ事ハ定に詮方なしと雖も外國の實例を見れば警察官等が  
其職權を濫用して右の格言に背く行あるハ往々にして免かる能はざる所なれば之を此に規定して法律に定めたる場合  
の外決して斯る濫明の行なきを示したるハ最も重要な事なるべし第二十六條に云ふ所の「信書の秘密」なるものハ人の權  
利に關し至大の影響を有するものなり一個人の私事ハ他人の權利を妨げざる以上ハ決して之を間然すべきにあらざる信書  
を發して其秘事を同人が如きハ徒に無用に漏するのみならず之が爲め發信者に向つて非常の迷惑を蒙らす事なきにあら  
ざるなり故ハ信書の秘密ハ人の權利に關し至大の影響を有する者にして自由を重する國に於てハ何れも皆此の事を憲法  
の明文上に掲げざるなきなり蓋し右に述ぶる所の各條即ち第二十三、四、五、六の四箇條及其前後の二三箇條ハ何れも日  
本臣民の權利を證明したるものに外ならず權利の證明なるものハ實際上格別の利害を感するものハ非ず殊に「法律の範



圍内に於て「法律に依るに非ずして」又「法律は定めたる」等の文字は依つて嚴格に此等の權利を制限したるを以て右數箇條の價值に憲法上の明文より寧ろ此の法律の如何に在つて存するもの、如し此の法律はして自由主義に基かざる時、折角憲法に掲げたる箇條も其精神を貫徹する事能はずと云ふものあらんも知るべからずと雖も吾々を以て之を見れば權利の證明に憲法の明文上最も必要のものなり右數箇條は證明するが如く日本臣民の權利を憲法の明文上に記入せざる時、治者が法律外に於て濫明の舉動ありし時、當り之を責るの辭柄に苦しまざるを得ず法律外の舉動に固より之を責むべしと雖も何故に法律外の舉動を責むるかと云へば茲に擧げざる困難を生ずるの憂なきはあらざるべし然れども之に反し憲法の明文上臣民の權利を證明して治者に法律外の舉動を許さざる時、之を責むるは憲法違背を以てする事難きはあらざるべけれ、此等の條文の有無に間接に必要あるものと云はざる可らざるなり

第二十七條

日本臣民、其所有權を侵さる、事ありし公益の爲必要なる處分、法律の定むる所は依る此の條、財産の保護を請ふたるものなり昔、幕府の時代は在て、御用金若くは上地など、稱し狎り、押し付けがましき處分を以て臣民の財産を取り上げたる事ありしが、今後、決して斯る亂暴の事なきを證明したるものなり臣民の所有權に帝王と雖も徒に之を損傷すべきものあらざりし己の財産、己の所得、を自由にして勞働及作業の結果を全うせしむるは社會の成立、國家の存在の爲めに欠くべからざるものにして他の權利に比し最も貴重すべきものと云はざる可らざるなり此の所有權なるもの、固より無限の權利にあらざりし時に依り場合、依つて、幾許かの制限を受けざる可らざるなり即ち國法上の刑罰も由つて褫奪せらる、乎若くは又最上主權に由つて損傷せらる、乎何れにして此の二つの場合に如何に貴重なる所有權も亦之を制限せられざるを得ざるなり刑罰に由つて褫奪せらる、は財産沒收の刑を言渡さる、の場合にして最上主權も由つて損傷せらる、は公益の爲め必要なる處分を施さる、の場合即ち是なり公益の爲め必要なる處分を公用土地買上規則に定めたる條件の如く營繕を築くとか公道を開くとか若くは鐵道、電線、水道、船渠等を設けるが爲め私有の土地を取り上ぐるの類を云ふものにして此等の處分は行政上必要とせざる所なりと雖も之を實際に徴するが爲め者が此の權を利用して被治者に由る迷惑を興ふるの例の擧げしと爲さるべし故に此の條に之を規定し公益上の必要は由り法律の定むる所は依るべしとあらざれば所有權の侵すべからざる事を證明したるは臣民の權利に關し最も必要の事と云はざる可らざるなり但し此の條文は各國の憲法の如く賠償の事を明言せざるは少しく遺憾の思を爲すものあらんも知るべからざれば之れは法律に依つて不都合なき様、定め得らる、ものならん此の一事を以て憲法の此條を難するは未だ當を得たるものあらざり

第二十八條

日本臣民、安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限、於て信教の自由を有す宗教の事、固より箇々人々の自由に放任すべき事柄にして他より問然すべきもの非らざれば、茲に此の條に掲げて以て人の本心を束縛せざるを證明するは豈に其れ必要と非らずとせんや然れども宗教上の事社會の根柢に透徹して其經をかり緯となつて一大元素たるの歐洲諸國に在つては憲法上特別に或る一宗教を保護して他の異教のものを排斥するの例なきはあらざり即ち伊太利の如き憲法の第一條に此の事を規定して「羅馬加特力教を以て國教となす其他の宗教も法律に背くは非らざれば之を許す」とあり同第十八條に「僧侶は關する各種の規定及僧侶の委任を爲すは付ての行政權に國王之

を行ふ」とし又第二十八條に「新舊約書及教法問答禮拜式の書類、副督教の准許を得るに非れば出版する事を禁ず」と掲げ又西班牙の如きも憲法第十一條に「羅馬正教を以て西班牙國教とす該教及其僧侶の政府之を保護すべし」と掲げたり其他も或る一宗教を以て其國の國教とし宗教を關係ある總て公けの儀式に皆な此の宗教に限れる事を爲し又國教なる事を明言せざるも教務を關係したる國制の何教を以て基礎と爲すと云ふが如き條目を設けて多少の保護若くは干渉を表するもの無きにあらざれば之を要するに宗教の性質の決して政治及其他俗務の支配を受くべきものあらざるを奉ずる人々の勝手は任せざる可らざるのみならず我國の如き從來宗教上の事は淡泊にして之が爲め紛争を生ずる等の事、只だ此一に止りて其條文は全く臣民の自由を一任し國家の安寧を破らざる社會の秩序を紊さず納稅兵役の二大義務を始めとし總て臣民たるの義務を背かざる以上、佛敎なり耶蘇敎なり其他何教にても隨意に之を信仰するの自由を與へられたるは帝國臣民の爲め頗る便利にして政治上又策の得たるものと云ふべし但し如何なる宗教が如何なる舉動に出づれば安寧秩序を妨げ及臣民の義務と何に規定したる義務を指示するものなる歟此條を關する一問題あるべけれども開く唯々此の憲法と之に違出せる他の法律命令の範圍内に於て之を信仰すべし此の範圍を超ゆれば其自由を奪はるべしと云ふの主意を示したるに外ならざるなり

第二十九條

日本臣民、法律の範圍内は於て言論著作印行集會及結社の自由を有す此の條、臣民の權利を證明するが爲めに必要欠く可らざるものなり言論の自由及出版の自由は政治の改良若くは知識の進歩の爲めに最も尊重すべきものなれば文明諸國にては何も憲法の條目は特書して其損傷すべからざる事を確めざる無きなり而して本條に、尙ほ一層此の自由を擴張し言論、著作、印行、集會及結社と事明細に書列ねて此等の自由を確められたるは是れ實に嘉みすべく重すべきの條目と云はざる可らざるなり各國の憲法を案するに白、瑞、葡等の諸國の概ね皆之に類するの條項を掲げ且つ之を附記するは政府より抑制若くは監査の法を以てする事を禁じ若し之が爲め顯然たる罪科を犯すものある時、相當なる裁判に従はざる可らざるを明言し總て行政上の處分を受くる事なきを確めたりと雖も我國にて單に「法律の範圍内は於て」とありて此等の事を掲げざれば世人は此の條を付少しく遺憾とする所なきはあらざるべし然れども此等の自由の元と是れ無限無上の自由と云ふべからず國家の必要若くは便益の爲め幾何かの制限は從はざる可らざるを以て茲に法律の範圍となし臣民の他の權利と同じく法律に依つて制限せらる、事あるは固より餘方なき次第と云はざる可らざるなり伊太利の憲法第十八條に「出版の自由たり然れども一の法律に由て惡弊を防制する事を得」とあり本條も亦此の精神に出るものなるべし

第三十條

日本臣民、相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲す事を得政府に向ひ請願を爲すの權利は又最も重すべきものなり條文は「法律に従ひ」となくして「規程に従ひ」とあり規程なるもの帝國議會の協賛を待たずして政府の制定する所なるべけれ、此の請願の權利は他の諸權利に比して少しく輕視せられしかの疑なきはあらざるべしと雖も要する所請願なるもの言論出版の自由なる文明國に於て左までの實益を爲すものにあらざれば本條に掲ぐるが如く帝國の臣民は請願の權利の有る事を證明し置かば其れにて充分なりと云ふべし



第三十一條 本章に掲げたる條規ハ戰時又ハ國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることをなし  
天皇の大權ハ憲法第一章に掲げたる如く陛下の握らせ玉ふ諸權を云ふものならん蓋し此の大權も亦た憲法の範圍内を  
離ること能はざるハ第四條に掲ぐる如くされ此の條の精神ハ帝國臣民の權利は妨げあるものゝあらざるべきを信す  
るなり

第三十二條 本章に掲げたる條規ハ陸海軍の法令又ハ紀律ハ牴觸せざるものハ限り軍人に準行す  
此の條ハ別に解釋を要する事なし軍人の特別のものなれども其法令又ハ紀律に反せざる以上の固より尋常の臣民と同視  
して不都合なかるべきを信す

第三章

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院の兩院を以て成立す

國會を一局より組織する歟將た二局と爲すべき歟ハ憲法上久しく決せざるの問題なれども世界の邦國中多數の人口を有  
する所の國何れも皆憲法編纂らざる爲きなり貴族院若くハ元老院を設くる時ハ議事の滯滞を來し無用の入費を尠め少數  
を以て多數を制するが如き弊害なきにあらざるべしと雖も夫の政治上の遠變を防ぎ立法の歩武をして輿論の正當なる判  
斷の上を在らしめ國家の政略をして安固持續する事を得せしむる等の利益ハ即ち此の院の特有する所なれば我が帝國議  
會の制を貴族院衆議院の二局となしたるハ蓋し又此を見る所ありしものならん歟

第三十四條 貴族院ハ貴族院令の定むる所ハ依り皇族華族及敕任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院ハ選舉法の定むる所ハ依り公選せられたる議員を以て組織す

此の二條ハ別に解釋を要する程の事なかるべし貴族院令及選舉法を讀過すれば自ら瞭然たらん

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たる事を得ず

貴族院議員として衆議院の議員を兼ね衆議院の議員にして貴族院の議員を兼ねるが如きハ事情に於て種々の不都合を生  
ずるの恐れあるのみならず實際一議員にして兩院の議員たる事ハ到底出來難き次第なれば此の條の如きハ勿論左もある  
べき事と思はるゝあり

第三十七條 凡て法律ハ帝國議會の協賛を経るを要す

此の條ハ憲法七十六箇條中最も必要の條目なり凡て法律ハ第九條に解釋するが如く人民の權利義務を規定するものにして  
直接大利害を感ずるものなれば之を制定するハ帝國議會の協賛を要し其可決したるハあらざる以上ハ決して法律たる  
の効力を有せざるものと定めたるハ是れ實も最も必要にして價值ある條目と云はざる可らざるなり但し行政部に於て占  
有せる命令を發するの權ハ天皇ハ屬する事なれば勿論議會の承諾なくして天皇の御隨意に之を發布し得べしと雖も人民  
の權利義務ハ關するもの即ち法律を立つるの權ハ天皇の獨斷を以て決し玉ふにあらざる此の憲法第五條の明文に見ゆるが  
如き次第なれば必ず貴族院及衆議院の承諾なかるべからざるものと知るべし

第三十八條 兩議院ハ政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出する事を得

此の條ハ於て注目を要するハ後的一段に在り政府より提出する法律案を議決するハ勿論の事にして今更ら辨ずる迄の事

なかるべしと雖も「各々法律案を提出する事を得」と云ふの數文字最も必要のものにして聊か解釋を要する事なきハあら  
ざるべし條文に掲ぐるが如く法律案を提出する事ハ歐洲諸國に於て之を法律起草の權と稱し國會の權利中最も貴重すべ  
きもの、一に算入せらるゝものなり我國の憲法に於て若しこの一段の明文なくして帝國議會ハ貴族院若くハ衆議院とも  
各々自ら法律を起草して之を議決するの權利なく政府より議案を提出する、迄全く他働的地位に止つて何事も進取す  
る事を得ざらしめんハ帝國議會の價値ハ左まで貴しと云ふ可らず社會の必要に應じ輿論の勢力に依つて政治上の改良  
を行ふの目的を達する事能はざるなりされ此の條に於て此の一段の明文を掲げ兩議院とも各々法律案を提出して之を  
議決する事を得せしめられたるハ立法者の注意の至れるものにあらずして何ぞや

第三十九條 兩議院の二に於て否決したる法律案ハ同會期中に於て再び提出する事を得ず

兩院の二に於て否決したる草案を直ちハ再出したりとて又必ず同様の結果を生ずるならん之を三たびし之を四たびして  
も亦齊しき運命を遂行すべしハ通例一般の情勢ならん是れ此の條を設くるの精神にして議事手續上同じ事を繰り返して  
て無用の時日を空費せざるの主意なるべし此の條亦必要としと云ふべからざるあり各國の憲法を案するハ或る邦國  
に於てハ兩院の一若くハ國王に於て否決したる法律案を其議員の任期中再び提出す可らずとするものあり或ハ此の三十  
九條の如く其會期中再出せる事能はずとなし次回の開會ハ勿論再び提出し得るの仕組とあしたるものあり議員の任期  
中再出する事を得ざらしむるハ最も道理ありと雖も通例議會ハ一年ハ一回之を召集し而して其一年間に社會の形勢著  
るしき變化を來し昨年大多數を以て否決したる事件も今年ハ又大多數に依つて之を可とするが如き場合なきにあらざる  
べし此の條に於て否決したるものを次回に於て再び提出する事を得せしむるハ勿論のこと謂ふべし

第四十條 兩院ハ法律又ハ其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議する事を得但し其の採納を得ざるものハ同會期中  
に於て再び建議する事を得ず

此の條ハ貴族院若くハ衆議院が其院中の決議を以て國事に關する事を政府へ建議するの權利あるを示したるものなり尤  
も茲に建議とあるハ法律案を起草して天皇の裁可を乞ふの類を云ふにあらざる兩院が議決するの權利なき事件に關し各何  
等かの意見ある時その意見を具して當局者の裁決を乞ふに止つて之を納るゝと納れざるるとハ當局者の勝手に存する事な  
れば實際格別の効能なきが如しと雖も此の建議の權の有無ハ兩院の權利に關し勘みからざる差し響きを有するものと云  
はざる可らず

第四十一條 帝國議會ハ毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會ハ三箇月を以て會期とす必要ある場合ハ於てハ勅命を以て之を延長する事あるべし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合ハ於てハ常會の外臨時會を召集せし臨時會の會期を定むるハ勅命ハ依る

此三箇條ハ別に解釋を要する程の事なし四十一條ハ帝國議會の毎年必ず開くべきを示し四十二條ハ其會期を示し四十三  
條ハ臨時會を開くべきを示したるものにして何も明文通り意義の瞭然たる事なれば殊更ハ茲に喋々するを須ひざるなり  
第四十四條 帝國議會の開會、閉會、會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし「衆議院解散を命せられたる時ハ貴族院  
ハ同時に停會せらるべし」



帝國議會の貴族院衆議院の二院より成立するものなり而して議會の議事ハ此の二院を通過せざれば其手續を全うしたるものありし即ち之を詳言すれば二院の一を欠きたる時ハ帝國議會の本体を具へざるものなるが故に其開會閉會會期の延長及停會等ハ皆同時之を行はざるや固より論を待たざるあり若し衆議院ハ解散を命せられたる時ハ貴族院獨り開會せる事能はず又與に停會せられて衆議院の再選を待ち其再び開會するに至るまで手を空くして休止せざる可らざるハ是れ實に止むを得ざる次第にして決して怪むべきを知らざるを知る

第四十五條 衆議院解散を命せられたる時ハ勅命を以て新議員を選挙せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし此の條に於て着眼すべきハ五箇月以内云々の數文字に在り政府の都合ハ依つて衆議院を解散したる儘何日迄も之を等閑に付し去つて更らに新議員を召集せるの期なくんば之が爲め勘なからざる差支を生ずるの恐れなきにあらざるべし故に解散後何日以内之を召集すると云ふ事を憲法の明文若くハ解散の命令書中ハ掲載するハ最も必要の事にして各國概ね皆然りとす所なるが其召集期限ハ國々大異なる事なき能はず即ち短きハ六十日以内より長きハ數月に渉るものありて殆んど一定せざるもの、如しと雖も之を要するに其期限の短きハ其の長きに比して寧ろ幾何かの利益なきにあらざるなりされば條文ハ五箇月とあるハ其期限少しく長きが如く信するものあるべし是れハ他ハ理由の存する在るにあらざる現に千八百十五年の佛國憲法に掲ぐる通り其期限を六ヶ月と爲したるが如き例なきにあらざれば此等を折衷して五ヶ月以内と定められしものなるべき歟

第四十六條 兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲す事を得ず

第四十七條 兩議院の議事ハ過半数を以て決す可否同數なる時ハ議長の決する所ハ依る

第四十八條 兩議院の會議ハ公開を但し政府の要求又ハ其の院の決議に依り秘密會と爲す事を得

此等の條目ハ議事の通則を示したるものにして別に解釋を要する事あるべし

第四十九條 兩議院ハ各天皇に上奏する事を得

國會が上奏の權を有するハ各帝王國の概ね皆然る所なり此ハ所謂上奏とハ國事に關する一般の事若しくハ一部の事ハ付議院の決議を天皇陛下へ言上せるの謂にして此の權を有すると否とハ兩議院の權限上に莫大の關係を有するものなり

上奏の手續ハ議院法の第十一章に掲ぐるが如くされば之を閱覽すれば意義自ら明晰なるべしと信するなり

第五十條 兩議院ハ臣民より呈出する請願書を受くる事を得

他國の憲法中にハ全く本條ハ反對するの明文を掲ぐるものあり即ち兩議院ハ人民より直接ハ請願書を受くる事許さざる旨を掲ぐるものなきにあらざれども其實直接ハ兩議院の議場へ提出する事許さざるのみ書記局の手を経て請願するハ何れも之を許可せざるなり蓋し是れ直接の請願の爲めハ議場の紛擾等を恐るゝの主意ハ出づるものあるべし而して我國の憲法ハ此の請願の權利ある事を明示して其弊を豫防せざるが如きものあるハ是れ大ニ注意の存するあるなり何となれば議院法第十三章に請願の手續を示し議員の紹介なければ受取る事能はざるの制を定められ以て紛擾を防ぐの用意を爲したればなり但し請願の一事ハ實際上左までの効能なきが如しと雖も臣民の權利上より之を視れば憲法の明文に於て之を確めたるハ最も必要の事と云はざる可らず

第五十一條 兩議院ハ此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理ハ必要なる諸規則を定むる事を得

兩議院が各々其議事ハ必要なる細則を設け得るハ固より勿論の次第なれば此ハ之を明示して兩議院の權限を證したるものからん

第五十二條 兩議院の議員ハ於て發言したる意見及表決に付院外ハ於て責を負ふ事なし但し議員自ら其の言論を演説判行筆記又ハ其の他の方法を以て公布したる時ハ一般の法律に依り處分せらるべし

此の條ハ議員の發言を重するに於て最も必要なるものと云ふべし議員が議場に上つて其意見を吐露し又ハ可否を表決するに臨み行政處分若くハ法律の制裁を蒙らざる可らざるが如き地位ハ在り一言一論後ハ願慮する所あらんハ思ひの儘の事を眞面目に吐露するに能はずして大ニ發言の自由を妨げらるゝの姿なきにあらざれば之を茲に明記して相成るべく議員の本心を開陳せしめん事を勉むるハ是れ實に勘なからざる利益あるを見るべし尤も其意見及表決ハ付議院中の責を負ひ非なれば他の攻撃を受け誤りあれば他より矯正を求めらるゝ等の事ハ之れあるべく又議事規則ハ反する等の言論をれば之に相當する所の處分を蒙らざるべからざるハ勿論なるべしと雖も其議院外の法律に依て處分せらるるが如きハ決して此の條の許さざる所なり然れども議員自ら其言論を院外へ公布したる時ハ此等の保護を受くるの限ハあらざる演説者新聞記者等が處罰せらるゝと同じく其言論の法律ハ觸るゝ以上ハ必ずその制裁を受けざる可らず是れ其議員たる職務を行ふに必要なる事ハあらざる全く職務外の事ハ渉るが故なり但し此の一段ハ於て聊か注意せざる可らざるハ「議員自ら云々」と云ふ「自ら」の字に在り此の一字の挿入しある上ハ議員ハ議場に於て如何なる過激の議論を爲し如何なる危険の意見を述べるとも自身に之を公布せざれば傍聴者若くハ新聞記者等が此説を院外へ公布したりとて其責ハ與かるべきにあらざるを公布したる者ハ如何なる嚴重の處分に逢ふと雖も其議員ハ之が爲めハ公布者と與り刑辟に罹ると云ふが如きハ決して之れあらざるなり蓋し此の一條ハ議員の發言を重するに於て必要欠く可らざるものと云はざる可からず

第五十三條 兩議院の議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝ事なし此の條の精神ハ議員の地位を重するの主意ハ出づるものからん然らば各國の憲法を案するに何れも皆是に類するの條目を掲げて議員たる者の地位を重し假令如何なる犯罪あるも現行犯にあらざる以上ハ議會の開會中其の許可なくして之を捕拿糾治する事能はざるの制を設けざるなきあり然れども本條に就き一の論すべきハ内亂外患に關するの犯罪ある時ハ其現行と否らざるにと拘はらず政府の意を以て現行犯同様ハ逮捕し得る事即ち是なり各國の憲法ハ概ね單に現行犯を除くとあれバ其他如何なる罪犯あるも議院の承諾なければ之を逮捕する事能はずと雖も我國ハ特ニ異なる所あり内亂外患に關する事ハ現行犯同様何時とて之を逮捕し得らるゝ事なれば此の一點だけハ政府の議員を視る事他の國々及ばざるもの、如し然れども國家の治安を維持し社會の秩序を保全するが爲めにハ特に此の數字を加へて内亂若くハ外患を犯したる議員を逮捕するの必要あらん立法者の精神ハ思ふに此の邊に在つて存するならん歟

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院ハ出席し及發言せる事を得

國務大臣とハ内閣の諸大臣を云ひ政府委員とハ政府より議會へ提出する議案の説明の爲め差出したる委員を云ふものならん此等の人々が議會の議事に參加するハ各國概ね承認する所あり然れども此等の人々ハ單に出席し發言するに止つて

十三



其議員を兼ねる者ハ固より例外となす表決の數即ち可否決の數に與かるものにあらざるあり此の條の意識ハ議院法第九章中數條を參看すれば自ら釋然たるものあらん

#### 第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇を輔弼し其の責ヲ任ズ凡て法律勅令其の他國務ヲ關する詔勅ハ國務大臣の副署を要す内閣の責任ヲ關する事ハ憲法上の一大問題にして容易ク之を論ずべからざるなり本條の前半ハ國務大臣が各自天皇陛下を輔佐翼賛して万機の責に任ずる事を示し後半ハ法律勅令及其他の詔勅ハ副署して以つて其責ヲ任ずるの實を證明したるものならん此の條の眼目ハ「責に任ず」と云ふの一語に在つて其の精神ハ憲法第三條「天皇ハ神聖にして侵す可らず」と云ふの條文ハ照應するものなるべし天皇既ハ神聖にして侵すべからざれば御身自ら万機の責に任じ給ふの理由あり一政府に於て國家に不利なる政治を施し國民の非難を蒙る處置あらんハ是れ取も直さず當局の大臣が輔弼を過りたるものに外ならざるべけれハ其大臣なる者固より其の責ヲ任せざる可らざる也然れども茲ハ「責に任ず」とあるハ天皇陛下對して責ヲ任ずるの謂なる乎將た又國民に對して責ヲ任ずるの謂ある乎歴史を案するに往時英國に於て分割條約（パリチヨン、ツリーチニス）として知られたる一問題の起りしや下院ハ此の條約を以て國家ハ有害なりと認定し時の宰相ソメルス公が之ヲ調印したるハ不當の處分ありとて公を彈劾せり然れども公ハ之を辨解するハ此の條約ハ自分も亦國家に有害あるべきを信じたれども英王の勅命を遵守するの責任ありと思惟して已を得ず之に調印したりと答へし事あり又之に反しヤヨーン二世が自己の專決を以て外國に對する商議を結了し之が爲め宰相の調印を求むるに當り時の宰相ハトウツ公ハ此の商議の決約ハ英國の爲めハ大害ありと主張して王の請求を拒絶し遂ハ斷乎として調印を爲さざりし事あり今我國の各大臣はして天皇陛下に對するの責任あり宜しくソメルス公の爲ハ傲ふべく又國民は對するの責任あり宜しくハトウツ公の行に出づべくして二者の間ハ全く利害の異なるあるを見るべしと雖も思ふに此の憲法の精神ハ後者にあらずして前者に在り各大臣をしてソメルス公たらしむるに在つてハトウツ公たらしむるに在らざるべきハ蓋し又疑を容れざるなり然れども此等の問題ハ何れに決するとも實際に於てハ格別の利害を異とする事なし我が敵聖なる天皇陛下ハ恐れ多くも英國昔日の君主と同視すべからず正しく國家の利害を以て陛下の利害を爲し給ふハ吾々の固く信する所なれば假令各大臣ハ此の利害に反對する事あるも陛下ハ決して之に反對し給ふ事なきありされハ各大臣が政務の責を蒙つて陛下の信用を失ふたる時は是れ即ち其の大臣が其輔弼を過つて國家の利害ハ反對したるものと認めざる可らざればなり

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制の定むる所ニ依り天皇の諮詢に應ヘ重要の國務を審議す

樞密院ハ天皇顧問の府なり天皇の御手足となつて重要の國務を審議するものにして固より立法部にあらざるべしと雖も又純然たる行政部ともあらざるあり此の顧問の事を此に掲げたるハ稍々用なきに似たりと雖も箇ハ是れ政府内部重要の地位を占むるものなれば此に掲げて其重要ある所以を證明するの精神ハ外ならざるべき歟

#### 第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名ニ於て法律に依り裁判所之を行フ裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

司法權ハ元是れ行政權の一部なれども之を他の行政權と區別して一箇獨立の權力たらしむるハ道理上又實際上に於て頗る便益なりと云はざる可らず而かして既ハ獨立の權力と認むる以上ハ之を天皇陛下の直轄ニ任ずる事最も適當なるべけれハ陛下ハ法律の規定に従ひ裁判所をして此の權力を行はしめ給ふなり但し此の裁判所の構成も亦法律を以て定むる事なれば此の權力ハ陛下の直轄ニ屬すと雖も陛下ハ之を勝手に左右し給ふ事能はず矢張り又法律の範圍内に於て之を統轄し給ふものを知るべし

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定めたる資格を具ふる者を以て之ヲ任ズ裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるゝ事なし懲戒の條規ハ法律を以て之を定む

此の條ハ裁判官の地位を重じ又其職務上の弊害を豫防するの精神に基くものにして他の國々に於ても概ね皆此の事を憲法ニ明示し以て公平を司らしむるの意を表せざるなきなり

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞ある時ハ法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停むる事を得

公平を旨とする所の裁判ハ相成べく之を公開して其の私なきを示さざる可らざるなり然れども尋常の裁判ハ非らずして條文に云ふが如く社會の安寧秩序又ハ風俗を害する等の虞ある時ハ之を公開するの實ハ之を秘密にするの弊に數倍なる事あるべけれハ斯る場合ハして豫め規定し得べきものハ法律を以て其公開を禁止し置き又臨時法律の規定外ハ於て斯る場合の生ずる事あらんにハ裁判所の決議を以て之を禁ずるの必要あるものと知らざる可らず但し他國の憲法中ハ此の安寧秩序の事を掲げざるもの多くして夫の國事に關する危殆の罪犯を裁判するも敢て其公開を忌まざるものあり是れ其國家の狀況の異なる所あるに依る歟

第六十條 特別裁判所の管轄ニ屬すべきものハ別ハ法律を以て之を定む

特別裁判所ハ從來時々開設する事ありし高等法院ノ類を稱するものならん本條ハ此等の裁判所を設くる時ハ當り其管轄に屬する事件に限り尋常の裁判所に於て裁判せざる事を示したるに外ならず

第六十一條 行政官廳の違法處分ハ由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものハ司法裁判所に於て受理するの限りハならず

此の條ハ別に解釋を要する事なし人民が行政官の處分ハ付き之を相手取つて訴ふる時ハ司法裁判所ハ於て之を裁判せざる事を示したるに外ならず

#### 第六章 會計

第六十二條 新ハ租税を課し及税率を變更するハ法律を以て之を定むべし但し報償ニ屬する行政上の手数料及其の他の收納金ハ前項の限に在らず國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲そハ帝國議會の協賛を経べし

此の條の第一項ハ憲法第二十一條にある「日本臣民ハ法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す」と云ふの條文ハ照應するものにして新に租税を課し又ハ舊來の税率を變更するハ政ハ專斷を以て之を執行する事能はず必ず帝國議會の協賛を



經たる法律に依らざる可らざるを證明したるものなれば臣民の權利に關し莫大の利害を有するものなり尤も第二項に掲ぐるが如き收納金即ち郵便税、電信料、版權、代官、醫師の免許料、登記料及手数料等政府の報償に屬するもの、如き法律を以て定むるの限にあらざり行政上の命令に依つて適宜に之を定め得らるるものと知るべし然れども第三項の文章多義に涉りて聊か解釋に苦しむものなきにあらざらん余輩の憶測を以てすれば國債を起すの一事を豫算外に於て國庫の負擔となるべき契約即ち假令汽船會社に補給金を與ふるとか鐵道會社に利子の保證を約するとか若くは又外國の事あつて賠償金を差出すの約を訂結せる等の事の政府の專斷に依つて之を決すべきにあらざらず帝國議會の協賛を要するの謂ならん歟蓋し國債を起し又右の如き契約を結ぶる租税を重加すると同様の結果を有するものなれば此の一項を加へて此の事を專斷せざるを確めたるの立法者の最も注意したる所からん

第六十三條 現行の租税に更らに法律を以て之を改めざる限り舊に依り之を徵收す

此の條は普國憲法第九條に「現行の租税に舊に依つて徵收せしむ」とあるの精神に基くものにして世上に議論の最も多かるべき條目なりとす蓋し立法者が此の條を設くるの必要を感じたるは他はあらず現行の租税に政府成立に必要なるものと認定し前條に掲ぐるが如く新に租税を課し又税率を變更する場合は外に帝國議會の相談に掛けずして其儘徵收せんとするの主意に外ならざるなり若し夫れ此の條を設くる事なく年々豫算表を議すると同時は總ての租税を論議して一から十まで存廢變更を爲さしめたらんは政府の施政上は妨害を與へ殆んど其成立を失はしめんとするの恐れなきにあらざるべしと雖も一方より之を視れば此の條に亦大に注意せざる可からざる者なり普國政府に會て此の條に依つて十二年の久しき舊の儘租税を徵收したる後遂に議會と政府の間非なる紛争を醸したるが爲め議者大に此の條の欠典を咎めて政府に專制の形跡ある事を非難せり思ふに我國の本條は普國の條文の如く切迫ならずして「法律を以て之を改めざる限り」と云ふの數語を以て大に餘地を與へられたれば若し時の必要に應じ現行の租税を改めざる可らざるの場合に達する事あらんは正當の手續を経て之を改め得らるるものと云はざる可らず我國人民の資力に割合すれば現行の租税に敢て輕きを以て目をそへからずと雖も政府の歳入に今日にして餘裕ありと云ふべからず政府に必要なる職務を行ふにさへ差支ふるが如き事情なきよしもあらざるが故に此の條を設けて以て議會をして獨り減稅說を唱へ得せしめざるに蓋し又已を得ざるものあるべき歟

第六十四條 國家の歳入歳出に毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし豫算の款項は超過し又豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要す

歳入歳出の事ハ會法に明かれ、茲に之を解釋するの必要ななり國庫へ收入すべきもの及國庫より支出すべきものを豫め計算し何の項に於て何圓の收入あり何の項に於て何圓の支出ありと云ふ事を定めて以て帝國議會の承諾を求むるは是れ最も必要の事と云ふべし豫算ハ毎年之を調製して帝國議會の議に付し別に法律を以て改めざる現行の租税に關してハ固より廢減を議せしめずと雖も何の部に於て幾何の收入を増し何の部に於て幾何の支出を減じ何を存し何を削るべきかハ隨意に之を討論し議決せしめざる可らざるなり帝國議會の重なる職掌ハ實に此豫算を議するに在れば本條は是れ憲法の明文に於て欠く可らざる要目とも云ふべき也但し豫算の款項は超過するとハ譬へば或る一官省の定額百萬圓の上

を超過して百二十萬圓を上りしが如きを云ひ豫算の外に生じたる支出とハ其年度の豫算表の項目に掲げざりし或る臨時の支出を云ふものにして斯る費用を生じたる時ハ必ず後日の帝國議會に提出して其承諾を得ざる可らざるものと知るべし而して既に支拂ふたるものを後日に至りて承諾を求むるとも何の詮方もなかるべけれど承諾を求むるより寧ろ報告するに止むべしと思惟するものあらんも知るべからざれども立法者が故ら「承諾を求むる」と云へる文字を用ひたるハ大に注意の存せる事にして實に帝國議會の權利を重し豫算の亂る可らざるを示せしものならん歟然れども承諾を求むると云ふ以上の帝國議會に於て或る不承諾を唱ふることもあらん餘り超過の甚だしき又ハ思ひ掛けなき巨額の支出ある時ハ實に不承諾を唱ふるに相違なかるべきか斯る場合ハ之れを如何せんとする乎此の憲法又ハ他の附則を見るに處分の手續を示さざれば吾々之を憶測するに由なしと雖も思ふに其の事の重大に涉り議會の非難を受くるの甚だしきに至るに當局者その責を任じ天皇陛下に奏聞し自ら進退を決するの外なかるべき歟

第六十五條 豫算に前日衆議院に提出すべし

財政の一事に關してハ衆議院の權利ハ貴族院の上に在り衆議院の議を待つて後に貴族院に及ばずハ各國の憲法に於て概ね然りとせる所なりされば本條も亦此等の精神に基きしものにして最も重要なる條目と云はざる可らざるなり

第六十六條 皇室經費の現在の定額に依り毎年國庫より之れを支出し將來増額を要する場合は除く外帝國議會の協賛を要せず

皇室經費の現在額ハ二百五十萬圓なり此の二百五十萬圓ハ敢て少なきにあらざれども我國の如く最も尊むべく又最も重すべき皇室に在つてハ此の經費ハ決して過多なりと云ふ可らざる也殊に皇室ハ將來益々社會の尊榮の中心と爲つて種々の恩徳を與へらるるの地位に在れば是れ式の經費ハ寧ろ増加するの必要あるもの之を減殺せる事ハ勢ひ出來難きものあるべしと信する也されば此の現在額を標準と爲して是より減額すべからざるものと定め若し此の上増加を要するの時あらば帝國議會の協賛を要する事とせられたるハ固より當然の次第と云ふべし

第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず

此の條を解剖すれば三箇の文章より成立するを見るべし曰く憲法上の大權に基ける既定の歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず(第一)曰く法律の結果に由り政府の義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず(第二)曰く法律上政府の義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず(第三)思ふに本條ハ此の三箇の文章を縮めて以て一つの文章に約せしものなるべきが憲法の大權に基ける既定の歳出とハ此の憲法に掲げたる天皇の大權に屬する處分に對し現今既定より居る歳出を云ふものにして譬へば文武官の俸給、常備兵の費用等に關する現行支出の定額を云ふものなるべく又法律の結果に由り政府の義務に屬する歳出とハ法律を施行するに間接に要する所の歳出にして譬へば内務省に屬する集治監(刑法の結果)の類を云ふものなるべく又法律上政府の義務に屬する歳出とハ直接法律を以て政府に支拂の義務を負はしめたる歳出を云ふものなるべし而して第一の歳出ハ六十三條を相提携して政府の成立に必要のものなるが故に之を廢除し又ハ削減する事



の政府の同意を得ざる可らずとし第二... 第三の歳出の... 一任せざるの益し又已を得ざるものなり

第六十八條 特別の須要に因り政府の... 豫算を掲げたる費目ハ年々更めて之を議するを以て常例と爲すべしと雖も其費目の中に實際何年間少しの變更を要せず其儘前年度の定額に依りて支出するものあり又中より僅か一年宛を以て之を改むる事能はず少くとも二三年を費となし其期限内の議會をして其増減を議せしめざるの便且つ利なるも若かず是れ此の條を設くるの精神なるべしと思はるなり

第六十九條 避く可らざる豫算の不足を補ふ爲に又ハ豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし豫算の所謂豫算なれば決算に對照して一厘一毛の差異なき事を期すべからず又ハ臨時に如何なる支出を生ずる事あるやも測られざれば政府をして豫備費を設けしむるは是れ亦必要の事と云ふべし

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府ハ帝國議會を召集する能はざる時ハ勅令に依り財政上必要の處分を爲すを得前項の場合に於てハ次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

此の條ハ憲法第八條の精神と其主意を同くするものならん前記ハ天皇の大權を示し一般總体の事を規定したれども此ハ單に財政の一點のみを指示したるに過ぎざる也前記法律ハ代るべき勅令云々とあり此に復た財政の一點のみを掲げたるハ少しく重複に涉るやの嫌なきもあらざるべしと雖も開ハ財政の事を重するの意は出るものと認めざる可らざる也

第七十一條 帝國議會は於て豫算を議定せず又ハ豫算成立しに至らざる時ハ政府ハ前年度の豫算を施行すべし帝國議會が怠慢を以て豫算を議定せざる事あるか若くハ又議論區々に別れて議案の成立しに至らざる時ハ政府ハ已を得ず前年度の豫算を施行せざれば己れが維持の途を立つる能はざる也然れども豫算の成立しに至らざるハ多くハ是れ衆議院と貴族院の關係如何に在るなり豫算の一事に付貴族院をして衆議院と同様の地位に立たしめ修正又修正を中出づるが如き事あり開ハ全く論題外の事なれば且らく之を他日譲り免にも角も豫算の出來ざりし節ハ前年度の豫算を施行するの外なきを以て立法者が此條を設けたるハ又た不得已に出づるものと認めざる可らず

第七十二條 國家の歳入の決算ハ會計検査院之を検査確定し政府ハ其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし會計検査院の組織及職權ハ法律を以て之を定むし得べしと信するなり

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要ある時ハ勅令を以て議案を帝國議會の議に付すべし此の場合に於て

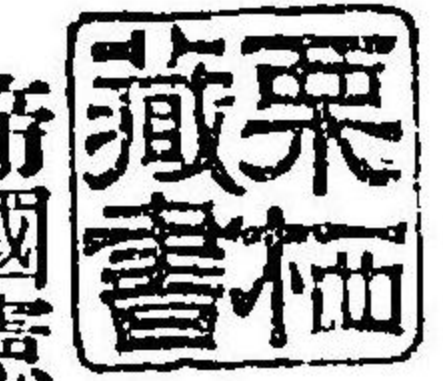
兩議院ハ各其の總員三分の二以上出席するにあらざれば議事を開くとせず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲す事を得ず

我國の憲法ハ 天皇陛下の欽定し出でしものなり彼の歐洲諸國の憲法の如く人民が政府より強迫して得たるものにあらず全ク陛下の仁徳に依つて制定し給ひしものなれば之を改正するに又獨り陛下の大權に屬するものにして臣民の之に向つて獨りに喩を容るゝの權利なき也されば他日何等かの必要あつて此の憲法を改正せざる可からざるの時あらんに陛下より其改正案を議會へ下して其の可否を討論せしめ敢て議會より之を提出せしめざるの制は定められし固より當然の次第と云ふべき歟然れども議會にして其の意見を建議するの權利ある以上ハ假令憲法の改正案を自ら提出して自ら議決する事能はずと雖も其條項中改正を要するの著るしきものあれば之に關する意見を具して政府へ建議し得るものと認めざる可らず建議を採納せると否らざるは政府の隨意にして左までの効用なきも似たれども開ハ暫く措き此の條目ハ實際甚しき窮窟を感ずるものにあらざる也況んや此の憲法の條文ハ誠に大綱目を掲ぐるのみに止つて通例憲法上の要件中多くの部分ハ増補改正の難からざる他の法律即ち議院法選舉法等を以て規定せらるゝに於てをや但し本條に掲げたる改正の場合に於てハ議員三分の二以上出席せざれば議事を開くとせず又出席議員三分の二以上の多數なくんば議決を爲すを得ずとあり憲法第四十六條に示したる通例の場合と異なるは是れ實に此の改正を重するの主意に基づく也

第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せず皇室典範を以て此の憲法の條規を變更するを得ず

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政を置くの間之を變更せざるを得ず

第七十六條 法律規則命令又ハ何等の名稱を用ひたるに拘はらず此の憲法に矛盾せざる現行の法令ハ總て遑由の効力を有す是迄法律規則命令又ハ訓令告示等の名稱を以て發布なりし諸法令中此の憲法に矛盾したるものハ憲法の實施と與に固より遑由の効力を失して總て廢止に屬するなれども其矛盾せざる分ハ勿論遑由せざる可らざるものと知るべし歳出上政府の義務に係る現行の契約又ハ命令とハ憲法六十二條の解釋に示したるが如きもの即ち郵船會社の補給金若くハ各鐵道會社の利子保證の類を云ふものなるべければ此等の事を存廢せらるゝ六十七條の場合と同じく政府の同意を得ざる可らざるものと云ふべきなり



栗栖藏書

會理石岡香九郎 栗栖佐兵衛

帝國憲法釋義 終



2320  
136

38768



購

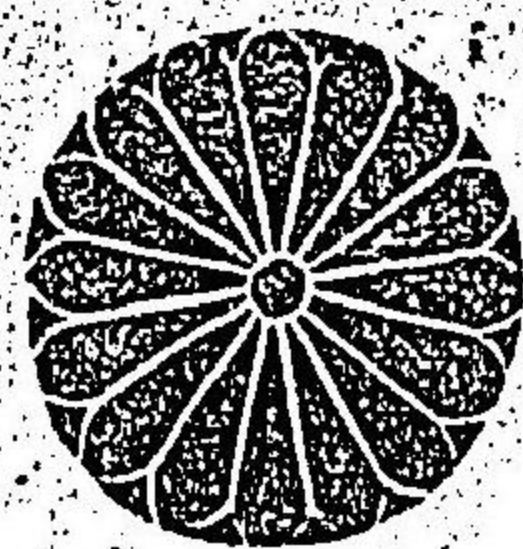




特70

97

明治二十二年三月十四日東京公論第三百七十六號附錄



大日本帝國憲法釋義

031660-000-6

特70-97

大日本帝國憲法釋義

東京公論社

M22

BBE-0287

